

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		精神科病院への立入検査
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
条 項		第 40 条の 5 第 1 項
所 管 課		保健衛生局保健部保健衛生総務課（電話：048-829-1294）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	上記法律、「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について」及び「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」に基づき、本市における要領を策定し、市内精神科病院への検査（事案発生時）を実施し、文書及び口頭で指導する。
	備 考	